

食品表示基準の一部改正（機能性表示食品）について

内閣府消費者委員会事務局

はじめに

紅麹を含む「機能性表示食品」での健康被害を受け、消費者委員会では本会議および食品表示部会において、問題発生直後から活発な議論を行ってきた。

以下では、機能性表示食品制度の見直し等に関する議論および対応を紹介する。

経緯と消費者委員会の対応

今般の事案を受け、消費者庁では、機能性表示食品制度の今後の在り方について検討すべく、「機能性表示食品を巡る検討会」を設置し、令和6年5月27日に報告書が取りまとめられた。また、5月31日には、「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」が開催され、政府の対応方針が取りまとめられた。それらの内容を受け、6月27日に内閣総理大臣から消費者委員会に対し食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について諮問がなされた。消費者委員会では、本諮問について審議を行い、7月16日の本会議において附帯意見を付した答申および「サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見」を提出した。

食品表示基準の一部改正について

改正案は機能性表示食品の安全性を担保するための内容となっており、医師の診断による健康被害情報の行政機関への提供や錠剤・カプセル剤等食品についてGMP（適正製造規範）に基づく製造管理等が遵守事項として定められるほか、消費者に特定保健用食品（通称トクホ）と誤認させる表示を見直すことなどが示された。

答申および附帯意見について

食品表示基準の一部改正について、審議の結果、附帯意見を付した上で、諮問された改正案のとおりとすることが適当である旨の答申を行った。附帯意見では、健康被害情報の早期報告や積極的な情報収集、GMPの原材料工場への適用や米国の基準なども踏まえた更なる厳格化、遵守事項に関する届出者の自己チェックの実効性確保、施行期日および経過措置期間の消費者への周知・広報等、10の項目について意見を述べた。また、その他機能性表示食品全般に関する事項として、食経験の安全性等についても意見を述べた。なお、いずれの事項についても、消費者庁および関係省庁は速やかに検討等を行い、可能なものから実施に移すべきであるとしている。

「サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見」について

今般の改正は安全性の在り方に重点を置いたものであり、この対応はサプリメント食品が抱える問題の側面への対応に留まっている。当委員会では、サプリメント食品について、安全性においてリスクがあることや、消費者保護の視点からの規律や監視・執行体制が不十分であることを懸念している。そこで、①健康被害情報の収集・活用、有効性・安全性の実効性の確保、②表示・広告規制の強化、③消費者への情報提供および注意喚起、④消費者保護の取組を規律する法制度や組織の明確化について、政府の具体的な取組を促すため、「サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見」を表明した。

おわりに

今般の事案では、因果関係調査中の症例を含め多くの健康被害者や死者が報告されている。これにより、機能性表示食品のみならずいわゆる健康食品全体への不信任、不安感を招くこととなり、世間的にも大きな関心を集めた。消費者委員会としては、附帯意見や意見書に盛り込まれた内容について、しっかりと取り組むことを期待するとともに、委員会においてもフォローアップを行っていく。